

町田市指導監査基準（介護予防小規模多機能型居宅介護）

○根拠法令

「法」＝ 介護保険法（平成9年法律第123号）

「市条例」＝ 町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月26日町田市条例第54号）

「解釈通知」＝ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日 老計発第0331004号 老振発第0331004号 老老発第0331017号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

「報酬告示」＝ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）

「留意事項」＝ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

項目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	評価区分
第1 基本方針	<p>1 基本方針</p> <p>指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄（せつ）、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。</p>	法第115条の13第1項 市条例第43条	C
第2 人員に関する基準	<p>1 従業者の員数</p> <p>（1）指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第81条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所</p>	法第115条の14第1項、第2項 市条例第44条第1項、第2項	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う介護予防小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。ただし、利用者の数は前年度の平均値として、新規に指定を受ける場合は推定数による。</p> <p>(2) 介護従業者のうち1以上の者は、常勤となっているか。</p> <p>(3) 介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師となっているか。ただし、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。</p> <p>(4) 宿泊サービス(登録者を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護((6)に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、(1)の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p> <p>(5) 次の表の左欄に掲げる場合において、(1)から(4)までに規定する人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>市条例第44条第3項</p> <p>市条例第44条第4項、第9項</p> <p>市条例第44条第5項第6項</p> <p>市条例第44条第6項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的な考え方（観点）		根拠法令	評価区分	
	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員	市条例第44条第7項	C
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師	市条例第44条第8項		
	<p>(6) (1)の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護介護予防小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p>			市条例第44条第10項、第12項	C
	<p>(7) (1)の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は看護介護予防小規模多機能型居宅介護従業者（第191条第1項に規定する看護介護予防小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p> <p>(8) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第16講に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する(5)の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施</p>				

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(9) (8)の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（(11)項及び第96条第1項において「研修修了者」という。）を置いているか。</p> <p>(10) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことによって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>2 管理者</p> <p>(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する1(5)の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</p> <p>(2) (1)本文及び指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項の規定にかかわらず、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができるものとする。</p> <p>(3) (1)及び(2)の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介</p>	<p>市条例第44条第11項</p> <p>市条例第44条第13項</p> <p>市条例第45条第1項</p> <p>市条例第45条第2項</p> <p>市条例第45条第3項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分							
<p>第3 設備に関する基準</p>	<p>護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第192条第3項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）として認知症である者の介護に3年以上従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものとなっているか。</p>									
	<p>3 代表者</p> <p>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものであるか。</p>	<p>市条例第45条 地域密着研修通知7</p>	<p>C</p>							
	<p>1 登録定員及び利用定員</p> <p>(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下同じ。）を29人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下としているか。</p> <p>(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めているか。</p> <p>ア 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）まで</p> <table border="1" data-bbox="488 1329 1205 1474"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<p>市条例第46条第1項</p> <p>市条例第46条第2項</p>
登録定員	利用定員									
26人又は27人	16人									
28人	17人									
29人	18人									

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
<p>イ 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）まで</p> <p>2 設備及び備品等</p>	<p>(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p>	市条例第48条第1項	C
	<p>(2) (1)に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところとしているか。</p> <p>① 居間及び食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p> <p>② 宿泊室</p> <p>ア 一の宿泊室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができること。</p> <p>イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上とすること。</p> <p>ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものであること。</p> <p>エ プライバシーが確保された居間について、cの個室以外の宿泊室の面積に含めることができること。</p>	市条例第85条第2項	C
	<p>(3) (1)に規定する設備は、専ら当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものであるか。ただし、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p>	市条例第85条第3項	C
	<p>(4) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるか。</p>	市条例第85条第4項	C
	<p>(5) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定地域密着型サービス基準条例第86条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)から(4)までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	市条例第85条第5項	C
<p>第4 運営に関する基準</p>	<p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、(1)の規定による文書の交付に代えて、(4)に規定するところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を、電子情報処理組織（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、(1)に規定する文書を交付したものとみなす。</p> <p>① 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>② 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>(3) (2)各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものとしているか。</p> <p>(4) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、(2)の規定により(1)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>① (2)各号に掲げる方法のうち指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が使用するもの</p> <p>② ファイルへの記録の方式</p> <p>(5) (4)に規定する承諾を得た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、(1)に規定する重要事項の提供を電磁的方法によ</p>	<p>市条例第 65 条（第 11 条第 1 項準用）</p> <p>市条例第 65 条（第 11 条第 2 項準用）</p> <p>市条例第 65 条（第 11 条第 3 項準用）</p> <p>市条例第 65 条（第 11 条第 4 項準用）</p> <p>市条例第 65 条（第 11 条第 5 項準用）</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>ってしてはいないか。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>2 提供拒否の禁止</p> <p>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を拒んでいないか。</p> <p>3 サービス提供困難時の対応</p> <p>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>4 受給資格等の確認</p> <p>(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格及び要支援認定の有無並びに要支援認定の有効期間を確認しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、(1)の被保険者証に、法第115条の13第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するように努めているか。</p> <p>5 要支援認定の申請に係る援助</p> <p>(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p>	<p>市条例第65条（第12条準用）</p> <p>市条例第65条（第13条準用）</p> <p>市条例第65条（第14条第1項準用）</p> <p>市条例第65条（第14条第2項準用）</p> <p>市条例第65条（第15条第1項準用）</p> <p>市条例第65条（第15条第2項準用）</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>6 心身の状況の把握</p> <p>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（市条例第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第67条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>7 居宅サービス事業者等との連携</p> <p>(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、介護予防サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めているか。</p> <p>(3) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>8 身分を証する書類の携行</p> <p>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>9 サービスの提供の記録</p> <p>(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際には、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供日及び内容、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護について法第54条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受け</p>	<p>市条例第49条</p> <p>市条例第50条第1項</p> <p>市条例第50条第2項</p> <p>市条例第50条第3項</p> <p>市条例第51条</p> <p>市条例第65条（第21条第1項準用）</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>る地域密着型介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p> <p>10 利用料等の受領</p> <p>(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、(1)及び(2)の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>① 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>② 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、これに要した交通費の額</p> <p>③ 食事の提供に要する費用</p> <p>④ 宿泊に要する費用</p> <p>⑤ おむつ代</p> <p>⑥ 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>(4) (3)③及び④に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>(5) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p>	<p>市条例第 65 条 (第 21 条第 2 項準用)</p> <p>市条例条第 52 条第 1 項</p> <p>市条例条第 52 条第 2 項</p> <p>市条例条第 52 条第 3 項</p> <p>市条例条第 52 条第 4 項</p> <p>市条例条第 52 条第 5 項</p>	<p>B 又は C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>11 保険給付の請求のための証明書の交付</p> <p>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <p>12 利用者に関する市への通知</p> <p>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>13 管理者の責務</p> <p>(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>14 身体的拘束等の禁止</p> <p>(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p> <p>15 法定代理受領サービスに係る報告</p>	<p>市条例第 65 条（第 23 条準用）</p> <p>市条例第 65 条（第 24 条準用）</p> <p>市条例第 65 条（第 26 条第 1 項準用）</p> <p>市条例第 65 条（第 26 条第 2 項準用）</p> <p>市条例第 53 条第 1 項</p> <p>市条例第 53 条第 1 項</p>	<p>B 又は C</p> <p>B 又は C</p> <p>B 又は C</p> <p>B 又は C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、市（法第54条の2第9項において準用する法第41条第10項の規定により法第54条の2第8項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、指定介護予防サービス等の利用に係る計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しているか。</p> <p>16 利用者に対する指定介護予防サービス等の利用に係る計画等の書類の交付</p> <p>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があつた場合には、当該登録者に対し、直近の指定介護予防サービス等の利用に係る計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。</p> <p>17 緊急時等の対応</p> <p>介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>18 運営規程</p> <p>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 ⑤ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項 	<p>市条例第54条</p> <p>市条例第55条</p> <p>市条例第56条</p> <p>市条例第57条</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>19 勤務体制の確保等</p> <p>(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業員によって指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供しているか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>(3) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。その際、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、全ての介護予防小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。</p> <p>(4) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、適切な指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>19の2 業務継続計画の策定等</p> <p>(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>(3) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	<p>市条例第 65 条（第 28 条第 1 項準用）</p> <p>市条例第 65 条（第 28 条第 2 項準用）</p> <p>市条例第 65 条（第 28 条第 3 項準用）</p> <p>市条例第 65 条（第 28 条第 4 項準用）</p> <p>市条例第 65 条（第 28 条の 2 第 1 項準用）</p> <p>市条例第 65 条（第 28 条の 2 第 2 項準用）</p> <p>市条例第 65 条（第 28 条の 2 第 3 項準用）</p>	<p>B 又は C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B 又は C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>20 定員の遵守</p> <p>(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、利用者の様態、希望等により特に必要と認められる場合は、やむを得ず、一時的に通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</p> <p>(3) (1)の規定にかかわらず、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</p> <p>(4) (1)の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認める場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認める場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</p> <p>21 非常災害対策</p> <p>(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、(1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p> <p>22 協力医療機関等</p> <p>(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p> <p>(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p>	<p>市条例第 58 条第 1 項</p> <p>市条例第 58 条第 2 項</p> <p>市条例第 58 条第 3 項</p> <p>市条例第 58 条第 4 項</p> <p>市条例第 59 条第 1 項</p> <p>市条例第 59 条第 2 項</p> <p>市条例第 60 条第 1 項</p> <p>市条例第 60 条第 2 項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(3) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。</p> <p>23 衛生管理等</p> <p>(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>② 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③ 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>24 掲示</p> <p>(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>25 秘密保持等</p> <p>(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	<p>市条例第60条第3項</p> <p>市条例第65条（第31条第1項準用）</p> <p>市条例第65条（第31条第2項準用）</p> <p>市条例第65条（第32条第1項準用）</p> <p>市条例第65条（第32条第2項準用）</p> <p>市条例第65条（第33条第1項準用）</p>	<p>C</p> <p>B又はC</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	市条例第 65 条 (第 33 条第 2 項準用)	C
	(3) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	市条例第 65 条 (第 33 条第 3 項準用)	C
	26 広告 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。	市条例第 65 条 (第 34 条準用)	B 又は C
	27 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	市条例第 65 条 (第 35 条準用)	C
	28 苦情処理 (1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 (2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関し、法第 23 条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わっているか。 (4) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しているか。 (5) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会 (国民健康保険法 (昭和 33 年法律第	市条例第 65 条 (第 36 条第 1 項準用) 市条例第 65 条 (第 36 条第 2 項準用) 市条例第 65 条 (第 36 条第 3 項準用) 市条例第 65 条 (第 36 条第 4 項準用) 市条例第 65 条 (第 36 条第 5 項準用)	B 又は C B 又は C B 又は C B 又は C B 又は C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p> <p>29 調査への協力等</p> <p>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>30 居住機能を担う併設施設等への入居</p> <p>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第44条第6項に規定する施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にこれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>31 事故発生時の対応</p> <p>(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>(3) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>31の2 虐待の防止</p> <p>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>① 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催す</p>	<p>市条例第65条(第36条第6項準用)</p> <p>市条例第61条</p> <p>市条例第63条</p> <p>市条例第65条(第37条第1項準用)</p> <p>市条例第65条(第37条第2項準用)</p> <p>市条例第65条(第37条第3項準用)</p> <p>市条例第65条(第37条の2準用)</p>	<p>B又はC</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>るとともに、その結果について、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>② 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③ 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>32 会計の区分</p> <p>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>33 地域との連携等</p> <p>(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第49条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p> <p>(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>(3) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>(4) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(5) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護</p>	<p>市条例第65条(第38条準用)</p> <p>市条例第65条(第39条第1項準用)</p> <p>市条例第65条(第39条第2項準用)</p> <p>市条例第65条(第39条第3項準用)</p> <p>市条例第65条(第39条第4項準用)</p> <p>市条例第65条(第39条第5項準用)</p>	<p>B又はC</p> <p>C</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>B</p> <p>B</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
s 第5 変更の届出等 第6 介護給付費の算定及び取扱い	<p>を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>34 記録の整備</p> <p>(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>① 指定介護予防サービス等の利用に係る計画 ② 介護予防小規模多機能型居宅介護計画 ③ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ④ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑤ 市への通知に係る記録 ⑥ 苦情の内容等の記録 ⑦ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑧ 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録</p>	<p>市条例第64条第1項</p> <p>市条例第64条第2項</p>	<p>C</p> <p>C</p>
	<p>1 変更の届出等</p> <p>(1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。</p> <p>(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出ているか。</p>	<p>法第115条の15第1項</p> <p>法第115条の15第2項</p>	<p>C</p> <p>C</p>
	<p>1 基本的事項</p> <p>(1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業に要する費用の額は、平成18年厚生省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都道府県に事前に届出を行った場合は、この限りではない。</p>	<p>法第54条の3第2項第2号報酬告示の一</p>	<p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に定める1単位の単価に、(1)の別表に定める単位数を乗じて算定しているか。</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p>2 基本報酬の算定について</p> <p>(1) 介護予防小規模多機能型居宅介護費は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者について、登録者の要支援状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、登録者の数が定員超過の場合又は従業者の数が人員基準欠如の場合は、所定単位数を減算する。</p> <p>(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所と構造上又は外形上一体的な建築物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)を指す同一建築物に居住する利用者について、登録者の用支援状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、登録者の数が定員超過の場合又は従業者の数が人員基準欠如の場合は、所定単位数を減算する。</p> <p>3 短期利用居宅介護費</p> <p>(1) 短期利用居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に規定する基準を満たす指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において算定しているか。ただし、登録者の数が定員超過の場合又は従業者の数が人員基準欠如の場合は、所定単位数を減算する。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】 イ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数が、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員未満であること。 ロ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定介護予防小規模多機能型居宅介</p>	<p>報酬告示の二</p> <p>報酬告示の三</p> <p>報酬告示別表2注1 留意事項第2の5(1)① 平成12年厚生労働省告示第27号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」二十一</p> <p>報酬告示別表2注2 留意事項第2の5(1)② 平成12年厚生労働省告示第27号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」二十一</p> <p>報酬告示別表2注3 留意事項第2の5(2) 平成12年厚生労働省告示第27号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」二十一</p> <p>平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」百二十四</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>護事業所の介護支援専門員が、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。</p> <p>ハ 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めること。</p> <p>ニ 指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に定める従業者の員数を置いていること。</p> <p>ホ 当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が介護予防小規模多機能型居宅介護費のサービス提供が過少である場合の減算を算定していないこと。</p> <p>(2) 宿泊室については、以下の算式において算出した数の宿泊室が短期利用の登録者において活用できるものとする。</p> <p>【短期利用に活用可能な宿泊室の数の算定式】 当該事業所の宿泊室の数×（当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数）÷当該事業所の登録定員（少数点第1位以下を四捨五入） 例えば、宿泊室の数が9室、登録定員が25人、登録者の数が20人の場合は、$9 \times (25 - 20) \div 25 = 1.8$ となり、短期利用の登録者に対して活用できる宿泊室数は2室となる。このため、宿泊室数が9室、登録定員が25人の事業所において短期利用居宅介護費を算出するには、少なくとも登録者の数が23人以下である場合のみ算定可能である。</p> <p>4 サービスが過少である場合の減算</p> <p>介護予防小規模多機能型居宅介護費について、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。）、訪問サービス（同項に規定する訪問サービスをいう。）及び宿泊サービス（同条第5項に規定する宿泊サービスをいう。）の算定月における提供回数について、登録者（短期利用介護予防居宅介護費を算定する者を除く。）1人当たり平均回数（暦月ごとに以下のイからハまでの方法に従って算定したサービス提供回数の合計数を、当該月の日数に当該事業所の登録者数を乗じたもので除したものに、7を乗ずることによって算定する）が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位を算定しているか。</p> <p>イ 通いサービス 1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合にあっては、複数回の算定を可能とする。</p> <p>ロ 訪問サービス 1回の訪問を1回のサービス提供として算定すること。なお、介護予防小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。</p> <p>ハ 宿泊サービス 宿泊サービスについては、1泊を1回として算定すること。ただし、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合は、それぞれを1回とし、計2回として算定すること。</p>	<p>報酬告示別表2注4 留意事項第2の5(3)</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>5 短期入所生活介護等を受けている間の利用について</p> <p>登録者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防小規模多機能型居宅介護費は、算定していないか。</p> <p>6 指定介護予防小規模多機能型居宅介護を受けている間の利用について</p> <p>登録者が一の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を受けている間は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合に、介護予防小規模多機能型居宅介護費は、算定していないか。</p> <p>7 特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算</p> <p>介護予防小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>8 別に厚生労働大臣が定める地域に事業所が所在する場合の加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、介護予防小規模多機能型居宅介護費については1月につき、短期利用介護予防居宅介護費については1日につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>9 通常の実施地域を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合について</p> <p>介護予防小規模多機能型居宅介護費について、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している登録者に対して、通常の実施地域を超えて、指定小規模多機能型行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>報酬告示別表2注5</p> <p>報酬告示別表2注6</p> <p>報酬告示別表2注7 留意事項第2の5(4)</p> <p>報酬告示別表2注8 留意事項第2の5(5)</p> <p>報酬告示別表2注9</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>10 初期加算</p> <p>介護予防小規模多機能型居宅介護費について、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様とする。</p> <p>11 認知症行動・心理症状緊急対応加算</p> <p>短期利用介護予防居宅介護費について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>12 若年性認知症利用者受入加算</p> <p>介護予防小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】 受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別に担当者を定めていること。</p> <p>13 総合マネジメント体制強化加算</p> <p>介護予防小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している者として市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】 次のいずれにも適合すること。 イ 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。 ロ 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、定期的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。</p>	<p>報酬告示別表2ハ注</p> <p>報酬告示別表2ニ注 留意事項第2の5(8)</p> <p>報酬告示別表2ホ注 留意事項第2の5(9)</p> <p>平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」十八</p> <p>報酬告示別表2ヘ注 留意事項第2の5(12)</p> <p>平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」百二十五</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>14 生活機能向上連携加算</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位 (2) 生活機能向上連携加算 (II) 200 単位</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算 (I) について、介護支援専門員が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 生活機能向上連携加算 (II) について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する等により、当該石、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士との利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であつて、当該石、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月移行3月の間、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、生活機能向上連携加算 (I) を算定している場合は、算定しない。</p> <p>15 口腔・栄養スクリーニング加算</p> <p>介護予防小規模多機能型居宅介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として1回につき20単位を所定単位数に加算しているか。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p>	<p>報酬告示別表2ト注 留意事項第2の5(14)</p> <p>報酬告示別表2のチ注 留意事項第2の5(13)</p> <p>平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」42の6</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>ロ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>ハ 通所介護費等算定方法第5号、第7号から第9号まで、第十九号、第二十一号及び第二十二号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>16 科学的介護推進体制加算</p> <p>介護予防小規模多機能型居宅介護費について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>① 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</p> <p>② 必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、①に規定する情報その他指定介護予防小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p> <p>17 サービス提供体制強化加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、市愛知介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準委掲げる区分に従い、介護予防小規模多機能型居宅介護費については1月につき、短期利用居宅介護費については1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護予防小規模多機能型居宅介護費を算定している場合</p> <p>(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 750単位</p> <p>(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 640単位</p> <p>(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 350単位</p> <p>(2) 短期利用介護予防居宅介護費を算定している場合</p> <p>(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 25単位</p> <p>(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 21単位</p> <p>(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 12単位</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】</p> <p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<p>報酬告示別表2リ注 留意事項第2の5(15)</p> <p>報酬告示別表2ヌ注 留意事項第2の5(16)</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>① 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の全ての介護予防小規模多機能型居宅介護従業者に対し、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。</p> <p>② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的で開催していること。</p> <p>③ 次のいずれかに適合すること。</p> <p>（一）当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。</p> <p>（二）当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。</p> <p>④ 通所介護費等算定方法第21号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>② イ①、②及び④に該当するものであること。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 次のいずれかに適合すること。</p> <p>（一）当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。</p> <p>（二）当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。</p> <p>（三）当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>② イ①、②及び④に該当するものであること。</p> <p>18 介護職員処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を</p>	<p>平成27年厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める基準」126</p> <p>報酬告示別表2ル注 留意事項第2の5(17)</p>	<p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>① 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 第6の2から17までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数</p> <p>② 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 第6の2から17までにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数</p> <p>③ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 第6の2から17までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数</p> <p>19 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>① 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 第6の2から17までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</p> <p>② 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 第6の2から17までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p>	報酬告示別表2ヲ注 留意事項第2の5(18)	C